

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集

～自動車関連産業編～のご紹介

第17回 トヨタ自動車株式会社の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、日本の主要産業の一つであり、多種多様な産業廃棄物が排出される「自動車関連産業」を対象に、製造や販売等の様々な事業から生じる産業廃棄物の適正処理の取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。

第17回は、事例集の中から、2050年に向けてマイナス要因をゼロにするだけでなく「プラスの世界」を目指すため「トヨタ環境チャレンジ2050」を掲げ、持続的な社会システムの構築に向けた取組みを進めているトヨタ自動車株式会社の電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。(実績等情報は時点修正)

1 会社概要

- 本社所在地：愛知県豊田市トヨタ町1番地
- 資本金：6,354億円(2024年3月末)
- 従業員数：70,224人(連結380,793人)(2024年3月末)
- 主な事業内容：自動車製造業

2 産業廃棄物に関する情報

○排出する主な産業廃棄物(令和5年度実績、国内事業場の産業廃棄物等の量を集計)

廃棄物区分	排出する主な産業廃棄物の種類
産業廃棄物 (特別管理産業 廃棄物以外)	約29,000t ・廃プラスチック類 ^{*1} 約8,300t ・汚泥 約7,300t ・鋳さい 約6,600t ・廃油 ^{*2} 約3,600t
特別管理 産業廃棄物	約4,600t ・引火性廃油の排出が多い。 ・塗装工程の色替えの洗浄時に使用する水性洗浄剤が廃油として排出
その他有価物等	・約20万tを有価物として売却 ・鉄、アルミニウム等は、鋼板メーカーに売却後、リサイクル ・バンパーの端材は樹脂メーカーに売却後、自動車部品等の原料としてリサイクル ・ピュアな油類は有価物として売却後、多くは燃料になる ・廃有機溶剤は、シンナーメーカーに売却し蒸留後、再生溶剤を製造することがある ・再生可能な特殊油(クエンチオイル等)は、工場内でろ過後、工程内で使用 ・事業系一般廃棄物は、紙類、落葉、枯草等を747t排出

- ※1 塗装工程の塗料ミストが固まったもの、内装に使用するプラスチックの端材等
- ※2 水溶性の切削油や水に溶けた潤滑油等の汚れの多い廃油やカロリー不足の廃油

○主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法(令和5年度実績)

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
廃プラスチック類	焼却・熱回収(67% ^{*3})、破碎・圧縮し燃料利用(29%)、その他(4%) ※3 自社焼却44%、委託焼却23%
汚泥	脱水・乾燥(47%)、分級(41%)、焼却・熱回収(10%)、その他(2%)
鋳さい	焼却・焼成(94%)、混錬(4%)、分級(2%)

- ※3 自社焼却施設で、廃プラスチック類、汚泥、事業系一般廃棄物の紙類を焼却

○主な産業廃棄物のリサイクル率(令和5年度実績)：約99%

- ※ リサイクル率は熱回収を含む
- ※ 直接埋立以外は、中間処理の熱利用、セメント原燃料利用を含めてリサイクルとして集計

3 委託先処理業者選定

○選定方法・選定基準

- ・処理費用が安いという理由で選定することはない。処理料金が極端に安い場合は、その理由を確認
- ・サプライチェーンとの適正取引の観点から、近年の原材料費・エネルギー費・労務費・物流費等の諸コスト、処理費用の点で困りごとがないかを各取引先処理業者へレター等で確認し、協議を実施

4 実地確認の実施状況

○実施する従業員数

- 本社の職員と各排出事業場の廃棄物管理担当部署の職員計1～2名で分担

○実施頻度・所要時間

- 新規の委託契約時に実地確認を実施するほか、既存の委託先処理業者に対して、年1回の実地確認を実施
- 実地確認の実施は、中間処理施設で3～4時間、収集運搬業者で2時間程度を要す

○確認対象

- 前年度に委託実績のある処理業者に実地確認を実施（年間150～160社）

○確認内容

- 中間処理業者、収集運搬業者ともに、経営状況（赤字であるか）、自治体からの指導歴、社員教育の状況を確認

[中間処理施設]

- 産業廃棄物の受入状況、油の地下浸透防止の処置、ボイラー燃焼温度等を確認
- 産業廃棄物の保管状況については、施設への受入量の年間のマスをバランスを確認し、許容量以上に産業廃棄物を受け入れていないかを確認

[収集運搬]

- 産業廃棄物の積込みまでの手順の策定状況、始業前の運搬車両の点検の状況を確認
- 運転免許証の携帯とアルコールチェックの実施状況を確認

5 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 電子契約が多く、書面での契約締結は一部（印紙代が不要であり、ファイリング作業の削減等の効果がある）

○委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達

- 各排出事業場の工程の変更については、排出事業場の廃棄物管理担当者から本社の環境担当部署に報告

- 委託先の処理業者に迷惑がかからないように、製造工程の変更等に伴い、排出する産業廃棄物に変更がある場合には、その都度、委託先の処理業者に対応が可能かを相談

6 電子マニフェストの使用状況

○電子マニフェスト導入の経緯

- 紙マニフェストの使用時は、社内システムでマニフェスト情報を管理。令和2年4月の特別管理産業廃棄物多量排出事業者（PCB廃棄物は含まない）の電子マニフェスト使用義務化をきっかけに、社内システムではなく、外部のASPシステムにより、電子マニフェストを運用

○電子マニフェスト導入の効果

- 紙マニフェストの交付状況の毎月の集計、照合や保管、行政報告の作成等による業務量が軽減。電子化により、50%以上は業務量が削減

○電子マニフェスト情報の活用方法

- 処理料金の支払いは各排出事業場でっており、各排出事業場で請求内容の確認のために電子マニフェスト情報を活用

7 工事現場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 廃棄物管理業務の委託業者による産業廃棄物の管理状況を含めて、内部監査等で、排出事業場内の産業廃棄物の管理状況を定期的に確認

8 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- BCP対策として、同じ産業廃棄物で複数の処理業者と委託契約を締結。電子マニフェストが使用できない緊急時の対応として、各排出事業場で紙マニフェストを準備
- 2025年度までに塗装工程から発生する廃プラスチック類（塗料ミストが固まったもの）の生産台数当りの排出量を2019年度比で20%削減することを目標として掲げて、発生抑制に取り組む